常磐毎日

発行所 平市田町75 社会部直通 新1,210 常磐毎日新聞 営業部専用 1,269 編集部専用 1,269

産婦人科 齋藤医院 入谷元町 電ヨリ三分

小名にサンマ初水揚

豊漁予想昨年より安値

磐城市の小名浜港にけさ初サンマがどっと入ってきた。これは十二日解禁になってから初の水揚げである。十三日入荷した船は四倉港所属太平丸（三万八千キロ）千葉県所属万栄丸（二万二千五百キロ）岡商塚丸（二万六千キロ）で合計八万三千キロ（約二万貫）が水揚げされ、　浜はひさしぶりに活気をみせた。　サンマの大きさは平均して四寸ぐらいで、これらの漁場は塩釜沖合で操業中だったもの。豊漁を裏づけるように価格も一キロ当り三十三円―四十二円と昨年より安値で取引きされている。

五市合併を前提

内郷市全員協議会　更に検討を進める

内郷市全員協議会は十二日午前十時市役所議事室で開き、午前中内郷側少数派の説明に対して質疑応答に入り、午後一時から再び会議を続行したが、神妙議員の説明に対して質疑応答に入り、午後一時から再び会議を続行したが、神妙議員の説明に対して質疑もあったが、将来内郷市はどうあるべきかに意見が出し、結局結論として五市合併を前提として研究を進めることに決定、同二時半会議が終った。そのあと別室で懇談会にうつったが、午後は傍聴者も十五、六人程度で午前中にくらべて寂寥であった。

金成さんら表彰

児童福祉法十周年に

生活保護員、児童委員功労者＝好間村大平忠孝、磐城市古滝酒主税通◆永年勤続民生委員、児童委員＝小川町、中島ヨウ、平市横須賀次郎、常磐市湯ノ岳、矢木忠恵一郎、佐藤吉尊、磐城市渡辺栄照、小川国司、竹永豊、内郷市志賀栄吉、好間村大平その他◆十七日＝鎧野地区（支所）草野地区（草野公民館）高久地区（支所）◆十八日＝御谷地区（支所）旧平（平銀公民館）◆十九日＝赤井地区（赤井農場）豊間地区（支所）

農業改良推進委会　平市では農業改良推進員協議会をつぎの日程で開催する。協議事項は

三中の校庭拡張に

自衛隊が出動を陳情

平市立第三中校庭拡張工事は中央に張り出している山の切り崩しが失対事業では困難なため早急解決を図ろうと平市当局では三十四年四月から自衛隊部隊長の機動力で作業を実施してほしいと防衛庁に陳情しているが、さらに強力な運動を展開するため、きょう十三日総市長、長谷川教育長などが自衛隊第六管区司令部（仙台）に陳情のため出向いた。この出動について体北地方建設業者の請負対象となっているので早期着工の見通しは明るくなっている。平三中は児童数八百九十余名、現在の校庭は七千九十五坪メートルであるが、これは文部省標準の校舎面積の半分足らずというせまさである校舎拡張工事は来る二十五年四月校舎建築と同時に失対事業で始められたが、九年を経た現在ようやく三万五千メートルの山を切り崩したにすぎず、なお高さ十三メートル、巾五十メートル、約二万立方メートルが残っており、そのうえ十メートルの高さまで岩盤と礫層である。ダイナマイトによる爆破作業は特定区域有火薬倉庫もあり学校での作業のため出来ない状態でツルハシなどの失対作業ではまだ十年以上もかかるという難工事　昭和三十年度八百九十九万円、年々増加する児童のためにも早急に校庭拡張工事を行わねばならず、また崩した土は校庭の土盛り（三米）も計画されている。このため自衛隊の機動力の応援をうけ三十四年四月から八月までの三カ月間に完成させようというもの。完成後は二万千百九十平方米に大拡張される。

坑夫が自殺

三十米の舗装工事始る

内郷市白水川平六五英ノ倉炭鉱坑夫伊藤長吉さん（三十三年前七時半ごろ自宅裏の山で首をつり自殺した。原因は病気を苦にしたもの。

県では二の save 県道田町、上遠川線の道路舗装工事に着手した。同道路は平駅前三十メートル通りで新たに舗装を行うのは小太郎町地内の踏切から中央橋までの約長百三十メートル（巾三十メートル）を四百五十万円でコンクリート舗装し明春三月一杯に完成する予定。この道路が完成すると駅前から平市営競技場に至る三十メートル通り約半分が舗装されることになる。

【写真は舗装した三十メートル通りの舗装工事】

参加教員は処分する

教委　十割休暇に強行方針

石城地区の勤評反対の動きは九・三日も引続き学校ごとに校長、教員の話合い、労組と村教委との話合いが行われているが労組側の山田炭鉱労組が「生徒の登校拒否はしない」と打ち出しているが同地区は磐城市ととに石城地区でも最も労組勢力の強いところだけに注目を集めている。

正午現在、県教委石城出張所が管内小中校に連絡して聞いたところでは一人の休暇届もないようだが、全教員に休暇届の用紙が配布されているようであり十五日朝までに届出るのではないかと出張所側ではみている。なお同出張所では十五日の休暇闘争に参加した教員に対しては争議行為とみなして賃金カットと厳重な処分を考うと強硬な態度でのぞんでいる。

授業放棄するな

高校PTA連で声明

石城地区高校PTA連合会（会長市井茂氏）は十三日午前十時から磐城高校に代表者十四人が集まり十二日県PTA連絡協議会が発表した声明書を再確認したあと十五日の県教組の十割一斉休暇闘争に対し「教員は教壇を放棄するな…」と次のような声明書を出し、ただちに県教組石城支部、各学校に配布することになった。

「石城地区高校PTA連合会は「本県教員組合は勤務評定実施反対のため十割一斉休暇闘争を行うことになりました。われわれは勤評の可否はしばらくおき生徒がこの渦中にまき込まれ、授業を放棄されるようなことはこれこそ本県教育界の重大問題であると認識し、とくにわれわれの子弟が教育の闘争の犠牲にされることはまことにしのびがたいところである。教組はすみやかに一斉休暇闘争を解くとともに教員各位があくまで良識ある行動をもって教壇を守られる事を期待する」の県高校PTA連協の声明を肯認しその実現を望む。

高校生ら暴行認める

「昨報」勿来署は十二日勿来高校定時制A二名を暴行の廉で取調べていたが、同日午後二時犯行の事実を認つた。調べによると勿来市錦田町勿来高校定時制二年A二名と同市四沢町作田高校定時制二年B二名と同市酒井町渡本宇亀の届三郎無職志尾崎正美と四人は六月二十四日夜十一時ごろレコード盤五十枚、煙草ケース、谷地内の小屋に忍び入り、盗んだものである。

永山さん特別賞

海の女王写真コンテスト

県写真材料商組合連合会主催の「海の女王」写真コンテスト入賞者がつぎの通り決つた。

▽特別賞「磯釣」永山三郎（平市）▽ゴールデンリボン賞「海の女王」ナンバー2」マツムラセイジ（平市）「若鮎」石川義紀（磐城市）▽ポートレート2」沼辺勝男（勿来市）▽シルバーリボン賞＝恵倉（常磐市）千葉繁孝（久之浜町）岡崎仁（小川町）平千貞義

四人組窃盗捕る

一人逃走

常磐署は十三日常磐市生れ無職江（三）ら三人（外一人は逃走中）を窃盗の疑いで逮捕した。調べによると四人は六月二十四日夜十一時ごろ

傷害二人捕る

磐城署は十三日午前一時、岡市定西国二古物商徳山こと佐伯撲さを同市松の中西古物商徳山こと吾東順吉ら二人の二人を逮行、傷害現行犯で逮捕した。調べによると二人は十二日夜十時ごろ市内定西三八地内路上で酒に酔ってささいなことから口論のあげく殴り合い徳山は左眼に十日間の重傷を負わせた。

磐城に白葉枯病

およそ八町歩に被害

磐城市下神白地内の水田約八町歩に白葉枯病が発生して稲がかれてしまうと地元では騒ぎしている。磐城市農業協同組合では十三日組合事務所で前後策を協議しているが、防除するまではあと数日かかる見込みで市の農業課でも対策を急いでいる。同所の報告によると発生しているのは同地内金沢正則さんほか八町歩の水田でこのうち被害あたり例年なら七俵とれるところ数俵すれば出穂もとれないと農民は頭を痛めている。白葉枯病は最近の天候が暖天つづきなら温度が高いため例年から発生するものといわれている。

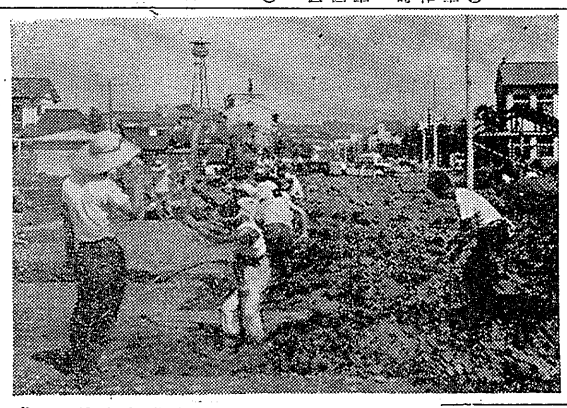

臨時休業

お知らせ

明十四日より二十一日迄八日間店内改装の為勝手乍ら休ませて戴きます

洋服　洋品

丸恵屋

平市中央通り　電一八三三

いつの日か天高く馬肥ゆる

越

むしむし暑い日がつづいてさっぱり秋はやってきませんが、運動会はもうすぐ。おうちで作ったお弁当もおいしいですがおすすめの折ならこんな格別！

○チラシ折詰　九〇円
○のり巻いなり詰合せ　一〇〇円
○ナマ寿司折詰一〇五―一三〇円
日照特売　ナマザカナ、果物

越

小名浜　平市

看護婦家政婦

労働大臣認可　平看護婦家政婦斡旋所

御用命は＝電三〇七番へ

御指出多忙＝登録婚＝家政婦＝募集

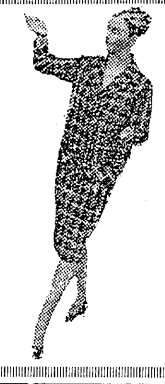

今秋冬の流行品入荷御案内

只今続々入荷中です

スポーツウエアの…ブラウスとスラックス
ジュニアスタイルの…スカート各種
斬新なデザインの…セターとカーデガン
秋の旅行には便利な…セパレーツ
気品溢るる…スーツとツーピース
其の他ナイロンネグレーチと下着類
各種お気軽に是非御一覧下さい

平信販チケツト御利用下さい

三和婦人服

平銀座　TEL2210

公告

市税滞納により差押処分中の左記不動産を来る九月十六日午後一時より市役所会議室において入札の方法により公売致しますから買受け希望者は現地を見聞の上入札心得（市税務課備付）を熟知し入札に参加して下さい　追つて物件明細は九月号市政だより及び市税務課に備りますから御一覧下さい

記

一、公売物件　別紙及び
一、所在　平市
一、入札時刻　九月十六日午後二時
一、入札保証金の納入　九件
一、入札価格の百分の五以上の納入　九件

昭和三十三年九月十三日

平市役所

吾々は勤務評定を支持する

声明

(1)　吾々は法治国の国民である以上定められた国法は絶対に守らねばならない

(2)　よつて非合法な暴力的類似行為を以て社会の秩序を破壊せんとするが如き教育者に吾々は子弟を委ねることには不賛成であり且これ等の教員を断呼排撃する

以上声明する

昭和三十三年九月十三日

大正十四年平第一小学校卒業生同窓会

一四会

9月14日より18日まで（五日間）

謝恩開店一周年記念

謝恩品の一例です

貨中太コールテン	20色揃へ	220円を	145円
〃	6色揃へ	550円を	380円
純毛ヘヤーライン	各色	650円を	440円
〃ツエード	3色	1,280円を	700円
〃クレバーストライプ	3色	2,100円を	1,450円
〃ウーステツト背ズボン用		2,800円を	1,700円
〃梳毛スーツ地	1,000円より1,200円を		800円均一
〃	1,200円より1,500円を		1,000円均一
〃	1,500円より1,800円を		1,200円均一
純毛ベンビーチミグレ格子（6配色揃へ）W巾		950円を	770円
〃ポプリン秋のニユーカラー（12色揃へ）	〃	980円を	780円
〃梳毛シヤンプレー高級スーツ地（4色揃へ）	〃	1,480円を	980円
〃純毛62双カシミヤ	〃	1,500円を	1,100円
特選毛八ツエード	（各色） 〃	480円を	280円
純毛千鳥格子	（6色揃へ） 〃	780円を	380円
ウールナイロンストライプ	（6色揃へ） 〃	980円を	480円
ウーリコツトン		オール	3個引
ダンセツトグログラン	各色	260円を	150円
手持プリント	30点	オール	半額

ひつじや三つの保証
1 ねだんの保証
2 品質の保証
3 取換返品の自由

服地の持味を生かす（ジャガード）ウールのきもの
紳士服地の決定版　御幸、大同、近藤、日毛、渡彦一流メーカ　百選会
MENSMODO男の流行　1958年

2ちょうめに、ひつじやが、生れて、はやいものです、もうⅠねんたちました。みなさまに、かわいがつて、いただきかんしやかきもちでいつぱいです。ことしのウールぢ、、さすがとおもわれるしなのみ、たくさんたくさんしいれてみました。

洋装生地　ひつじや　平市2丁目　TEL498

三丁目　大黒屋　常陽銀行　松本メガネ　ひつじや　二丁目

洋装ひつじや

第一回秋冬ウール発表会

どたん場の勤評斗争

教育を守る為に

言い分はどちらも立派だが

勤務評定をめぐる対立は十五日に日教組が行う勤評反対の一斉十割休暇闘争を頂点に激突、日教組とこれを支持する労組と県教組を支持する父母グループ、もうこになって宣伝合戦に火花を散らしている。石城地区で県教委の強行した「既定の方針通り勤評は実施する」と県教を父兄に訴えた県教組石城支部でもまもうかを標榜して宣伝カー三台を動員、ビラをまきながら管内に勤評反対を呼びかけるなど日一日と対立が激化しつつある。現場の混乱を前者のどち合戦の中から拾ってみる。

方針通り実施する

教育委員会の声明書

勤務評定は教職員の人事管理の適正を期するためのものであって、一部の反対者のいうがごとき、中央集権と再軍備に連なるというようなものではありません。これが本県の実施案については、直接関係する市町村教委、校長会等の意見を当たって十分に長期にわたって研究の上に作成されたものであります。

しかるに教員組合は、はじめから絶対反対を唱え、内容・方法等についての話し合いには耳をかさず、ひたすら権力闘争をとし九・一五の十割一斉休暇決定によって計画的に教育界の混乱をまき起こしていることは、本県教育のために絶対ゆるされないところであります。

特に一般教職員の大多数の意向を無視して、ことさらに全国にさきがけて過激な闘争方針を強引に打ち出し、勤評は教育界を全国闘争の拠点として提供しているかの如き観を呈していることは、断じて許されるべきことではなく、県教組組織内の良識ある人々は、必ずや目を覚まし、この闘争の不当性を批判するものと信じます。

県教組執行部の責任はまことに重大なことといわなければなりません。

当委員会は、県民全体に責任を負って教育行政を担当するものであって、実施の態度を考え一部特定の勤評反対者のいうがごとき、中央集権と再軍備に連なるというようなものではありません。これが本県の実施案については、直接関係する市町村教委、校長会等の意見を当たって十分に長期にわたって研究の上に作成されたものであります。

しかるに教員組合は、はじめから絶対反対を唱え、内容・方法等についての話し合いには耳をかさず、ひたすら権力闘争をとし九・一五の十割一斉休暇決定によって計画的に教育界の混乱をまき起こしていることは、本県教育のために絶対ゆるされないところであります。

特に一般教職員の大多数の意向を無視して、ことさらに全国にさきがけて過激な闘争方針を強引に打ち出し、勤評は教育界を全国闘争の拠点として提供しているかの如き観を呈していることは、断じて許されるべきことではなく、県教組組織内の良識ある人々は、必ずや目を覚まし、この闘争の不当性を批判するものと信じます。

県教組執行部の責任はまことに重大なことといわなければなりません。

当委員会は、県民全体に責任を負って教育行政を担当するものであって、実施の態度を考え一部特定の勤評反対者のいうがごとき、中央集権と再軍備に連なるというようなものではありません。これが本県の実施案については、直接関係する市町村教委、校長会等の意見を当たって十分に長期にわたって研究の上に作成されたものであります。

しかるに教員組合は、はじめから絶対反対を唱え、内容・方法等についての話し合いには耳をかさず、ひたすら権力闘争をとし九・一五の十割一斉休暇決定によって計画的に教育界の混乱をまき起こしていることは、本県教育のために絶対ゆるされないところであります。

特に一般教職員の大多数の意向を無視して、ことさらに全国にさきがけて過激な闘争方針を強引に打ち出し、勤評は教育界を全国闘争の拠点として提供しているかの如き観を呈していることは、断じて許されるべきことではなく、県教組組織内の良識ある人々は、必ずや目を覚まし、この闘争の不当性を批判するものと信じます。

教組の主張

勤務評定とは、先生の能力、勤務態度、人物について点をつけ、それによって給与、昇給などの人事管理をおこない、また教育効果をあげるものであると政府はいっています。教員については校長が評定し、それを市町村の教育長がつけなおし、さらにその上県教育長が最終的に決定します。校長についてはこの市町村の教育長が行いそれをさらに県の教育委員が調べます。その内容は「教育愛」「研究心」「指導力」「責任感」「協調性」などきわめて複雑なものが五十六項目あり、それを一人で判断してつけます。それがさらに教育の専門家でもなく、教師の顔も知らぬ教育長によって手を加えられていくのです。

点数はA/AB/B/BCの五段階に分れてそれぞれ順位をつけ、先生に順位を与えようとしているのです。如何に校長が良心的につけても、「調整」という名目で必ず順位はつけられるのです。

❷「勤務評定は何を基準にしてやられるのですか」

たくさんの学者がいっているように、科学的な基準というものは何もありません。そして校長一人の判断にまかせるわけです。ですから普通の校長なら滅多にやらないの当然で、昨年の愛媛県での実施のさいも提出しない校長が多くありました。それを大変な圧迫で無理やり出させたのでした。その校長が潜いたものの多くは、教育の専門家でなく、先生の自分も知らぬ市町村の教育長が手を加え、さらにその上、政府任命の県教育長が県場の空気などと無縁のところで修正するのです。これでは「はんなものができあがるでしょうか。

事実、教職員の勤務評定はとてもむつかしいことが世界中でいわれており、人事管理には古い歴史をもつアメリカでさえ「教師の能力の基準は確定しえない」ことが明らかにされています。

❸「まじめにやっている先生は反対しなくてもいいではありませんか？」

「思想に職務命令を行している分には何も不安はありません」と政府にいっています。ところが一体どんな基準がしてあるからそういえるのか決していません。本人に知らされないのですから「要領申立て」の権利もありません。ただ「上から下への評価」で、下からの申入れはできないのです。現在の教育制度や機構は不備な点が非常に多いので、「真面目にやる」と、現状にたいする矛盾の不満や要求が出るのは当然ですがそういうことがらいれられないで、「上からしばりあげれば一生懸命やるようになる」という考え方でやられては、本当の「まじめさ」は絶対できないにきまっています。政府のいうのは「上官の命令に反対しり不満をべず、思想であれば不安はない」ということですだから、まじめに手抜きのことを考えている先生ほど、実施に反対しているのです。

❹「やってみないで反対せやってからあるためでもよいではありませんか？」

「やってみないで……」といわれますが、こんどの戦争でまだ日本でなにもやられていたのです。先生は国定教科書と、文部省の教育課程に従ってやることを命じられ、命じられたとおりやらなければ、その身の上さえ危なかったのです。そして、戦争に協力するようにいやいやながら子どもたちを教えさせられたのでした。思い出してください。昔は視学という役人がいて、その視察のある日は教師はピリピリし、教室の空気も一変したものでした。先生同志競争させられて反目し、それは生徒や親たちにも影響を与えずにはいませんでした。昨年、大反対を押切って強行採決された愛媛県の実態を見ましても、戦前と、同じ本質を持つ勤務評定であり、実施すると同じようになることがわかります。かつての苦い経験があるからこそ、先生方がこぞって反対しているのです。

❺「法律できめられている以上、実施されても仕方ないのではありませんか？」

たしかに、昭和二十五年に一般公務員に適用されるようになった勤務評定を現在まで実施しなかったのは、法律違反の状態であったといえます。しかし、それは、勤評が教育の実態にそぐわないものであり、教育の正常な発展のためには絶対に実施すべきでないという、教育者の良心と責任感からであったのです。

❻「勤務評定とはどんなものですか」

❶「勤務評定とは、先生の能力、勤務態度、人物について点をつけ、それによって給与、昇給などの人事管理をおこない、また教育効果をあげるものであると政府はいっています。教員については校長が評定し、それを市町村の教育長がつけなおし、さらにその上県教育長が最終的に決定します。校長についてはこの市町村の教育長が行いそれをさらに県の教育委員が調べます。その内容は「教育愛」「研究心」「指導力」「責任感」「協調性」などきわめて複雑なものが五十六項目あり、それを一人で判断してつけます。それがさらに教育の専門家でもなく、教師の顔も知らぬ教育長によって手を加えられていくのです。

点数はA/AB/B/BCの五段階に分れてそれぞれ順位をつけ、先生に順位を与えようとしているのです。如何に校長が良心的につけても、「調整」という名目で必ず順位はつけられるのです。

❷「勤務評定は何を基準にしてやられるのですか」

たくさんの学者がいっているように、科学的な基準というものは何もありません。そして校長一人の判断にまかせるわけです。ですから普通の校長なら滅多にやらないの当然で、昨年の愛媛県での実施のさいも提出しない校長が多くありました。それを大変な圧迫で無理やり出させたのでした。その校長が潜いたものの多くは、教育の専門家でなく、先生の自分も知らぬ市町村の教育長が手を加え、さらにその上、政府任命の県教育長が県場の空気などと無縁のところで修正するのです。これでは「はんなものができあがるでしょうか。

事実、教職員の勤務評定はとてもむつかしいことが世界中でいわれており、人事管理には古い歴史をもつアメリカでさえ「教師の能力の基準は確定しえない」ことが明らかにされています。

❸「まじめにやっている先生は反対しなくてもいいではありませんか？」

「思想に職務命令を行している分には何も不安はありません」と政府にいっています。ところが一体どんな基準がしてあるからそういえるのか決していません。本人に知らされないのですから「要領申立て」の権利もありません。ただ「上から下への評価」で、下からの申入れはできないのです。現在の教育制度や機構は不備な点が非常に多いので、「真面目にやる」と、現状にたいする矛盾の不満や要求が出るのは当然ですがそういうことがらいれられないで、「上からしばりあげれば一生懸命やるようになる」という考え方でやられては、本当の「まじめさ」は絶対できないにきまっています。政府のいうのは「上官の命令に反対しり不満をべず、思想であれば不安はない」ということですだから、まじめに手抜きのことを考えている先生ほど、実施に反対しているのです。

❹「やってみないで反対せやってからあるためでもよいではありませんか？」

「やってみないで……」といわれますが、こんどの戦争でまだ日本でなにもやられていたのです。先生は国定教科書と、文部省の教育課程に従ってやることを命じられ、命じられたとおりやらなければ、その身の上さえ危なかったのです。そして、戦争に協力するようにいやいやながら子どもたちを教えさせられたのでした。思い出してください。昔は視学という役人がいて、その視察のある日は教師はピリピリし、教室の空気も一変したものでした。先生同志競争させられて反目し、それは生徒や親たちにも影響を与えずにはいませんでした。昨年、大反対を押切って強行採決された愛媛県の実態を見ましても、戦前と、同じ本質を持つ勤務評定であり、実施すると同じようになることがわかります。かつての苦い経験があるからこそ、先生方がこぞって反対しているのです。

❺「法律できめられている以上、実施されても仕方ないのではありませんか？」

たしかに、昭和二十五年に一般公務員に適用されるようになった勤務評定を現在まで実施しなかったのは、法律違反の状態であったといえます。しかし、それは、勤評が教育の実態にそぐわないものであり、教育の正常な発展のためには絶対に実施すべきでないという、教育者の良心と責任感からであったのです。

❻「勤務評定とはどんなものですか」

勤務評定とは、先生の能力、勤務態度、人物について点をつけ、それによって給与、昇給などの人事管理をおこない、また教育効果をあげるものであると政府はいっています。教員については校長が評定し、それを市町村の教育長がつけなおし、さらにその上県教育長が最終的に決定します。校長についてはこの市町村の教育長が行いそれをさらに県の教育委員が調べます。その内容は「教育愛」「研究心」「指導力」「責任感」「協調性」などきわめて複雑なものが五十六項目あり、それを一人で判断してつけます。それがさらに教育の専門家でもなく、教師の顔も知らぬ教育長によって手を加えられていくのです。

点数はA/AB/B/BCの五段階に分れてそれぞれ順位をつけ、先生に順位を与えようとしているのです。如何に校長が良心的につけても、「調整」という名目で必ず順位はつけられるのです。

❷「勤務評定は何を基準にしてやられるのですか」

たくさんの学者がいっているように、科学的な基準というものは何もありません。そして校長一人の判断にまかせるわけです。ですから普通の校長なら滅多にやらないの当然で、昨年の愛媛県での実施のさいも提出しない校長が多くありました。それを大変な圧迫で無理やり出させたのでした。その校長が潜いたものの多くは、教育の専門家でなく、先生の自分も知らぬ市町村の教育長が手を加え、さらにその上、政府任命の県教育長が県場の空気などと無縁のところで修正するのです。これでは「はんなものができあがるでしょうか。

事実、教職員の勤務評定はとてもむつかしいことが世界中でいわれており、人事管理には古い歴史をもつアメリカでさえ「教師の能力の基準は確定しえない」ことが明らかにされています。

❸「まじめにやっている先生は反対しなくてもいいではありませんか？」

「思想に職務命令を行している分には何も不安はありません」と政府にいっています。ところが一体どんな基準がしてあるからそういえるのか決していません。本人に知らされないのですから「要領申立て」の権利もありません。ただ「上から下への評価」で、下からの申入れはできないのです。現在の教育制度や機構は不備な点が非常に多いので、「真面目にやる」と、現状にたいする矛盾の不満や要求が出るのは当然ですがそういうことがらいれられないで、「上からしばりあげれば一生懸命やるようになる」という考え方でやられては、本当の「まじめさ」は絶対できないにきまっています。政府のいうのは「上官の命令に反対しり不満をべず、思想であれば不安はない」ということですだから、まじめに手抜きのことを考えている先生ほど、実施に反対しているのです。

❹「やってみないで反対せやってからあるためでもよいではありませんか？」

「やってみないで……」といわれますが、こんどの戦争でまだ日本でなにもやられていたのです。先生は国定教科書と、文部省の教育課程に従ってやることを命じられ、命じられたとおりやらなければ、その身の上さえ危なかったのです。そして、戦争に協力するようにいやいやながら子どもたちを教えさせられたのでした。思い出してください。昔は視学という役人がいて、その視察のある日は教師はピリピリし、教室の空気も一変したものでした。先生同志競争させられて反目し、それは生徒や親たちにも影響を与えずにはいませんでした。昨年、大反対を押切って強行採決された愛媛県の実態を見ましても、戦前と、同じ本質を持つ勤務評定であり、実施すると同じようになることがわかります。かつての苦い経験があるからこそ、先生方がこぞって反対しているのです。

❺「法律できめられている以上、実施されても仕方ないのではありませんか？」

たしかに、昭和二十五年に一般公務員に適用されるようになった勤務評定を現在まで実施しなかったのは、法律違反の状態であったといえます。しかし、それは、勤評が教育の実態にそぐわないものであり、教育の正常な発展のためには絶対に実施すべきでないという、教育者の良心と責任感からであったのです。

❻「勤務評定とはどんなものですか」

勤務評定とは、先生の能力、勤務態度、人物について点をつけ、それによって給与、昇給などの人事管理をおこない、また教育効果をあげるものであると政府はいっています。教員については校長が評定し、それを市町村の教育長がつけなおし、さらにその上県教育長が最終的に決定します。校長についてはこの市町村の教育長が行いそれをさらに県の教育委員が調べます。その内容は「教育愛」「研究心」「指導力」「責任感」「協調性」などきわめて複雑なものが五十六項目あり、それを一人で判断してつけます。それがさらに教育の専門家でもなく、教師の顔も知らぬ教育長によって手を加えられていくのです。

点数はA/AB/B/BCの五段階に分れてそれぞれ順位をつけ、先生に順位を与えようとしているのです。如何に校長が良心的につけても、「調整」という名目で必ず順位はつけられるのです。

❷「勤務評定は何を基準にしてやられるのですか」

たくさんの学者がいっているように、科学的な基準というものは何もありません。そして校長一人の判断にまかせるわけです。ですから普通の校長なら滅多にやらないの当然で、昨年の愛媛県での実施のさいも提出しない校長が多くありました。それを大変な圧迫で無理やり出させたのでした。その校長が潜いたものの多くは、教育の専門家でなく、先生の自分も知らぬ市町村の教育長が手を加え、さらにその上、政府任命の県教育長が県場の空気などと無縁のところで修正するのです。これでは「はんなものができあがるでしょうか。

事実、教職員の勤務評定はとてもむつかしいことが世界中でいわれており、人事管理には古い歴史をもつアメリカでさえ「教師の能力の基準は確定しえない」ことが明らかにされています。

❸「まじめにやっている先生は反対しなくてもいいではありませんか？」

「思想に職務命令を行している分には何も不安はありません」と政府にいっています。ところが一体どんな基準がしてあるからそういえるのか決していません。本人に知らされないのですから「要領申立て」の権利もありません。ただ「上から下への評価」で、下からの申入れはできないのです。現在の教育制度や機構は不備な点が非常に多いので、「真面目にやる」と、現状にたいする矛盾の不満や要求が出るのは当然ですがそういうことがらいれられないで、「上からしばりあげれば一生懸命やるようになる」という考え方でやられては、本当の「まじめさ」は絶対できないにきまっています。政府のいうのは「上官の命令に反対しり不満をべず、思想であれば不安はない」ということですだから、まじめに手抜きのことを考えている先生ほど、実施に反対しているのです。

❹「やってみないで反対せやってからあるためでもよいではありませんか？」

「やってみないで……」といわれますが、こんどの戦争でまだ日本でなにもやられていたのです。先生は国定教科書と、文部省の教育課程に従ってやることを命じられ、命じられたとおりやらなければ、その身の上さえ危なかったのです。そして、戦争に協力するようにいやいやながら子どもたちを教えさせられたのでした。思い出してください。昔は視学という役人がいて、その視察のある日は教師はピリピリし、教室の空気も一変したものでした。先生同志競争させられて反目し、それは生徒や親たちにも影響を与えずにはいませんでした。昨年、大反対を押切って強行採決された愛媛県の実態を見ましても、戦前と、同じ本質を持つ勤務評定であり、実施すると同じようになることがわかります。かつての苦い経験があるからこそ、先生方がこぞって反対しているのです。

❺「法律できめられている以上、実施されても仕方ないのではありませんか？」

たしかに、昭和二十五年に一般公務員に適用されるようになった勤務評定を現在まで実施しなかったのは、法律違反の状態であったといえます。しかし、それは、勤評が教育の実態にそぐわないものであり、教育の正常な発展のためには絶対に実施すべきでないという、教育者の良心と責任感からであったのです。

勤評斗争に想う

最近国内も何か世上騒然という感がある。その最たるものの一つが今回の勤評闘争だ。教育が政治からの独立という目的を獲得すると消化困難と言われた六三制も関係者の努力で何とか日本のものになりつつある処への驚きである。私共ささやかな市民として、また子供の親として実に重大である。いま国内騒然たるこの事に大論議の評論や対立論争の渦中に巻こむことは、先生の能力、勤務態度、人物について点をつけ、それによって給与、昇給などの人事管理をおこない、また教育効果をあげるものであると政府はいっています。教員については校長が評定し、それを市町村の教育長がつけなおし、さらにその上県教育長が最終的に決定します。校長についてはこの市町村の教育長が行いそれをさらに県の教育委員が調べます。その内容は「教育愛」「研究心」「指導力」「責任感」「協調性」などきわめて複雑なものが五十六項目あり、それを一人で判断してつけます。それがさらに教育の専門家でもなく、教師の顔も知らぬ教育長によって手を加えられていくのです。

点数はA/AB/B/BCの五段階に分れてそれぞれ順位をつけ、先生に順位を与えようとしているのです。如何に校長が良心的につけても、「調整」という名目で必ず順位はつけられるのです。

❷「勤務評定は何を基準にしてやられるのですか」

たくさんの学者がいっているように、科学的な基準というものは何もありません。そして校長一人の判断にまかせるわけです。ですから普通の校長なら滅多にやらないの当然で、昨年の愛媛県での実施のさいも提出しない校長が多くありました。それを大変な圧迫で無理やり出させたのでした。その校長が潜いたものの多くは、教育の専門家でなく、先生の自分も知らぬ市町村の教育長が手を加え、さらにその上、政府任命の県教育長が県場の空気などと無縁のところで修正するのです。これでは「はんなものができあがるでしょうか。

事実、教職員の勤務評定はとてもむつかしいことが世界中でいわれており、人事管理には古い歴史をもつアメリカでさえ「教師の能力の基準は確定しえない」ことが明らかにされています。

❸「まじめにやっている先生は反対しなくてもいいではありませんか？」

「思想に職務命令を行している分には何も不安はありません」と政府にいっています。ところが一体どんな基準がしてあるからそういえるのか決していません。本人に知らされないのですから「要領申立て」の権利もありません。ただ「上から下への評価」で、下からの申入れはできないのです。現在の教育制度や機構は不備な点が非常に多いので、「真面目にやる」と、現状にたいする矛盾の不満や要求が出るのは当然ですがそういうことがらいれられないで、「上からしばりあげれば一生懸命やるようになる」という考え方でやられては、本当の「まじめさ」は絶対できないにきまっています。政府のいうのは「上官の命令に反対しり不満をべず、思想であれば不安はない」ということですだから、まじめに手抜きのことを考えている先生ほど、実施に反対しているのです。

❹「やってみないで反対せやってからあるためでもよいではありませんか？」

「やってみないで……」といわれますが、こんどの戦争でまだ日本でなにもやられていたのです。先生は国定教科書と、文部省の教育課程に従ってやることを命じられ、命じられたとおりやらなければ、その身の上さえ危なかったのです。そして、戦争に協力するようにいやいやながら子どもたちを教えさせられたのでした。思い出してください。昔は視学という役人がいて、その視察のある日は教師はピリピリし、教室の空気も一変したものでした。先生同志競争させられて反目し、それは生徒や親たちにも影響を与えずにはいませんでした。昨年、大反対を押切って強行採決された愛媛県の実態を見ましても、戦前と、同じ本質を持つ勤務評定であり、実施すると同じようになることがわかります。かつての苦い経験があるからこそ、先生方がこぞって反対しているのです。

❺「法律できめられている以上、実施されても仕方ないのではありませんか？」

たしかに、昭和二十五年に一般公務員に適用されるようになった勤務評定を現在まで実施しなかったのは、法律違反の状態であったといえます。しかし、それは、勤評が教育の実態にそぐわないものであり、教育の正常な発展のためには絶対に実施すべきでないという、教育者の良心と責任感からであったのです。

❻「勤務評定とはどんなものですか」

勤務評定と